

## 第4回所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会 議事要旨

○関係省庁等、事務局から資料説明。その後意見交換。

(中間とりまとめについて)

- ・財産管理制度を活用する際に必要となる予納金等について、現場によっては予算の確保に苦労していることを今までの検討会で紹介した。国が実施主体であっても地方法務局との調整が必要となる。記載された事例ではその部分が省略されていることから、誤解のないよう記載を整理しなおすべき。〔中間とりまとめ2公共事業の事例3関連〕
- ・「基礎自治体や規模の小さな組織においては、所有者の探索に係る人的・経済的負担が大きい」とあるが、探索を行う組織の大小にかかわらず、所有者の探索にかかる人的・経済的負担はある。〔中間とりまとめ4（1）関連〕
- ・所有者の所在の把握が難しい土地の利活用のために、「どんな事案について、どのように解決を図り、どういった結論になったのか」を整理した事例を、広く知見として共有できる形にしておく必要がある。〔中間とりまとめ5（1）①、5（3）③関連〕
- ・所有者が不明の場合に、一定期間の公告などにより、工事が実施できる制度を検討すべき。  
〔中間とりまとめ5（3）①b関連〕
- ・森林・林業に携わる実務者の悩みが網羅されている。

(中間とりまとめ後の検討の方向性について)

- ・公益性と所有者の権利制限の関係性は、非常に面白い視点であり、第5回以降の検討会での検討項目となる。〔中間とりまとめ6（1）関連〕
- ・公共事業の早期実行のために、取得を予定している用地について、所有権移転登記の完了前に工事に着手できるような手法を検討していくべき。
- ・霞ヶ関で考えている以上に、現場では境界や所有者が分からなくなる状況になってきており、分野毎に個別に対応するのではなく、分野横断的に所有者の情報を強力に整備していくという考え方で、秋以降の検討会を進めていくべき。
- ・対策を実際に試行して、それを積み重ねていくような一種の社会実験の実施について、第5回以降検討してもよいのではないか。

以上